



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年12月26日(木) 号外(第7号)

■ 目 次

告 示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

ページ

2

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第237号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルプロパノアート(通称名MP h P-2201、MPHP-2201)及びその塩類
- (2) 2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン(通称名4-Chloro-N-butylcathinone)及びその塩類
- (3) 3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール(通称名3-HO-PCE)及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

## 3 指定が効力を失う日

令和元年12月27日

## 4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。